

障がい者スポーツの普及促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 徳島県障がい者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、スポーツを通じた活力ある社会の実現に向け、より一層の障がい者スポーツの普及・促進、事業成果を未来につなげる（レガシー）のため、障がい者スポーツの振興に資する競技用具の整備を必要とする障がい者スポーツ団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付については、この要綱に定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす徳島県内で障がい者スポーツに係る競技団体及び障がい者スポーツの普及・促進を行っている団体または事業所（以下「補助事業者」という。）とする。

- （1）環境整備を進めることで、競技力の向上が見込めること。
- （2）代表者及び事務局等の所在が明らかであること。
- （3）補助事業者において、維持・管理を適切に行うことができること。
- （4）地域または幅広い利用者の参画のもと、障がい者の競技力向上や障がい者スポーツの振興に寄与していること。
- （5）申請年度の前年度に同一事業内容で補助金を受けていないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助対象となる経費は、地域または幅広い利用者が利用することにより、障がい者スポーツの振興に資する競技用具等であり、相当の耐用期間を有するもので、その必要な経費の全部または一部を補助する。但し、国・県・市町村から補助を受けていないなど、二重助成にならないこととする。また、競技用具と併せて、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施した事業実施に必要な備品、レンタル等に係る費用についても予算の範囲内で補助する。

2 前項の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な備品、レンタル等については、次に掲げるとおりとする。

- （1）オンラインで事業を実施する場合のパソコンやタブレット等の端末のレンタル料。
（事業終了日まで）
- （2）新型コロナウイルス感染症予防対策として購入する消毒液や非接触型体温計等。
- （3）その他、会長が必要と認めるもの。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、上限を1団体50万円とし、予算の範囲内で補助額を決定する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に会長が定める書類を添えて、会長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の会長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 購入を希望する競技用具等の仕様書
- (4) 購入を希望する競技用具等の見積書
- (5) 規約等団体の概要がわかるもの
- (6) その他会長が必要と認める書類

3 第1項の期日は、会長が別に定める。

（交付の決定）

第6条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第7条 会長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

2 会長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号の会長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとし、補助事業の各事業の対象経費の20%以内の額とする。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の目的を実質的に変更するものでない場合
- (2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献し、補助金の交付の目的の達成に何らの支障がないと認められる場合

2 前条第1項第2号の会長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の実施期間中に生じた事情変更等により、事業内容を変更するもので、補助金の交付の目的に変更をもたらすものでなく、かつ変更の計画を認めることが、より効率的であると考えられる場合
- (2) 補助金の交付の目的及び補助事業の効率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

(変更の承認の申請等)

第9条 第7条第1項第1号から第3号までの規定による会長の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業変更(中止・廃止)計画書(様式第5号)

(2) 変更後事業収支予算書(様式第6号)

(3) その他会長が必要と認める書類

3 第7条第1項第4号の規定による会長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定年度が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、障がい者スポーツの普及促進事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第8号)

(2) 事業収支決算書(様式第9号)

(3) 事業実施の証明となる書類

(4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて会長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 会長は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第12条の補助金請求書に概算払を必要とする理由書を添えて会長に提出しなければならない。

(備品管理)

第15条 本事業により補助金の交付を受けた補助事業者は、備品台帳に当該備品を記載し適切な管理を行わなければならない。

(関係書類の保管等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した備品について、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、廃棄し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。ただし、耐用年数を経過している備品については、会長の承認を受けずに処分することができる。

2 前項に定める耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、これによりがたい場合については別に定める。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第6項に規定する「前年度」については、令和元年度障がい者スポーツの普及促進事業をいう。
- 3 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。